

日本キルト協会 会員規約

個人キルター会員・協賛キルター（法人）会員

協会の目的

- (1) 一般社団法人日本キルト協会（以下「協会」という）は、日本のパッチワークキルトの発展と振興をはかるため、パッチワークキルトに関する知識及び技術の向上と普及につとめる活動を行う。
- (2) 前項の活動目的を達成するため、協会は個人を対象とした個人キルター会員と、法人を対象とした協賛キルター会員を募り、会員組織を構成する。

入会

入会申込書に必要な事項を記入の上、当協会に郵便、FAX、メールまたは直接提出。年会費は、現金、銀行振込、クレジットカード決済のいずれかにて受付とし、事務局が入金確認した日を以て入会の成立とする。

年会費

- (1) 個人キルター会員： 入会金なし、年会費 3,300 円（税込）
- (2) 協賛キルター（法人）会員： 入会金なし、年会費 1口 33,000 円（税込）、1口以上
- (3) 当協会からの更新のご案内通知に従い、毎年入会月末までに年会費を支払うことで会員資格を継続することができる。

会員資格および有効期間

- (1) 会員資格の有効期間は、入会申込月（年会費入金月）の翌月 1 日より1年間とする。
- (2) 会員資格は、当該会員のものであり、第三者への資格承継はできないものとする。
- (3) 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

会員特典

- (1) 個人キルター会員：
 - ① 会員証発行、② 会報誌の受領（年2回、各1部）、③ 展示会やセミナー・講座などの会員優待条件での参加、④ 協会の主催するコンテスト及び作品発表の場への作品応募、⑤ 協会事務局からのセミナー登壇や媒体への出演依頼、⑥ その他随時協会から提示された特典授受
- (2) 協賛キルター（法人）会員：
 - ① 会員証・法人会員認定書発行、② 会報誌の受領（年2回、各10部）、③ 当協会公式サイトおよび会報誌への法人名の記載、④ 会報誌への優待価格での広告掲載、⑤ 協会主催の展示会やイベントへの会員優待価格での出展

会員情報の変更の届出

- (1) 会員は、入会申込書に記載した、あるいはその後に協会に変更を届け出た、氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を協会に通知するものとする。
- (2) 会員が前項の規定による変更通知を怠ったことによって、協会からの通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、協会はその責を負わないものとする。

会員資格の喪失および取り消し

会員が次のいずれかに該当する場合、協会は当該会員の資格を停止または取消することができる。

- (1) 所定の期日までに会費が支払われないとき
- (2) 会員の申請書類に虚偽または不正などが認められた場合
- (3) 国内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

- (4) 第三者の名誉を傷つける等の行為を行ったとき
- (5) 会員として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、その他担保に供する等の行為が明らかになった場合
- (6) その他、本規約に違反する等、会員として不適当と判断した場合

退会および拋出金の不返還

会員は、書面又は電磁的方法をもって協会に通知することにより任意に退会ができる。ただし、年度中途の退会や会員資格喪失の場合、すでに納入した年会費については、その返還はしないものとする。

個人情報の保護

協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

著作権の帰属

- (1) 協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、考案、意匠、商標等に関する権利は、協会に帰属するものとする。
- (2) 会員は、協会によって提供される著作、資料、データ、素材等を、協会の事前の承諾なしに他の媒体に掲載または公表してはならない。

免責および損害賠償

- (1) 協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害に対し、協会の故意または重過失による場合を除き、損害賠償責任その多一切の責任を負わないものとする。
- (2) 会員は、故意または過失により協会に損害をあたえた場合は、その賠償義務を負うものとする。

協賛キルター（法人）会員の契約開示

協会公式ウェブサイトの「協賛（法人）会員企業一覧」に、協賛キルター（法人）会員の名称、ロゴデータおよび協会による企業インタビューの内容を掲載することができるものとし、協賛キルター（法人）会員はその掲載、ロゴデータの提供、および協会インタビューへの誠実な対応についてあらかじめ承諾するものとする。

訴訟管轄

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

規約の変更

本規約は、会員への予告・事前の承諾なしに協会が変更することがあり、協会が規約を変更した際には、協会ホームページ当でお知らせをします。

2021年10月1日（策定）

2022年5月1日（改定）

一般社団法人日本キルト協会 事務局

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋 2-21-3

TEL: 03-6805-2722 FAX: 03-6805-2799

以上の各条項に、私は同意します。

年 月 日 (住所)

(氏名)

㊞